## STOP! コロナ差別

~正しい理解と思いやりの行動を~

新発田人権擁護委員協議会

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者の方への、心ない差別や偏見がなかなかなくならず、苦しんでいる方々が現在もたくさんいらっしゃいます。新潟県では差別や偏見、心ない言動の例として次のような例を含め全 10 項目を挙げています。

例 医療従事者の入店拒否やタクシー乗車拒否 子どもに対するいじめ、保育園への登園拒否 感染した人の家族等に対する出勤拒否 感染した人の住所や勤務先の検索、拡散 インターネット、SNS上での誹謗中傷やデマの拡散



各地から『勤務先に「おまえのせいだ」「おまえの子どもが陽性になり、通っていた施設で子ども達が検査を受けることになった」という匿名の文書が届いた例』や『感染した家族の家に「外に出るな、この街から出ていけ」などのひどい内容の電話や貼り紙をし続けた結果、とうとう転居を余儀なくされた例』など、人権侵害というべき事案が報告されています。

ではこのような差別や偏見をなくすためには、どんなことに努力したらよいのでしょう。 私たちは相手の立場を理解し、思いやりをもって行動することが大切と考えます。身の周りの不確かな噂や事実と異なる情報を信じて拡散することは、社会の不安を増大させることにつながりますので、慎重に行動する必要があります。

人権擁護委員協議会では法務局において人権相談窓口を開設しています。詳しくはホームページをご覧ください。 問い合わせ先【0570-003-110】